

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和7年12月19日（金） 午前10時59分～午前11時48分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎円谷 憲人 ○塚本竜太郎 内田 博紀 後藤浩一郎 佐藤 浩 末永 康文 鈴木 清丞 林 伸司 松本 寛道 渡部 和子
欠席委員	なし
正副議長	議 長 坂巻 重男 副議長 岡田 智佳
委員外 議 員	（傍聴） 伊藤 誠 上橋しほと 北村 和之 永山 智仁 若狭 朋広 渡邊 晋宏 渡辺 裕二
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

午前 10 時 59 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。

意見書についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1 でございます。今回意見書の提出を求める請願は請願 40 号、請願 41 号及び請願 42 号の 3 件であり、本会議において請願 41 号については全会一致で採択となる見込みでございます。請願 40 号及び請願 42 号については賛成多数で採択となる見込みでございますが、申合せによりまして意見書は全会一致となった案件のみ議員提出議案として本会議に提出することとなります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明のとおりであります。全会一致となります意見書 1 件を提出することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、この意見書 1 件を提出することといたします。

提出することと決した意見書の案文について事務局より説明願います。

○議事課長 資料 2 ページでございます。提出された案を基に案文を用意させていただきました。朗読をいたします。

〔議員提出議案第 3 号朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

議員提出議案第 3 号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書についてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、案文は、資料のとおりと決めます。

先例により、提出者は最大会派の代表者となり、ほかの会派の代表者は賛成者となります。後ほど署名願います。

なお、みらい構想かしわさんにおかれましては、代表の内田議員さんが署名をすることが難しいことから、今回は同一会派のほかの方に御署名いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そのようをお願いいたします。

○委員長 次に、所管に関する事務調査の件を議題といたします。資料 2 のとおり、この 3 項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、本日の本会議の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 それでは、お手元の別紙、横長A3の進行表に沿って御説明申し上げます。

まず、日程第1は議案第1号から第15号、第17号から第26号の25議案についてでございます。口頭による総務市民委員長報告、健康福祉委員長報告、教育子供委員長報告、建設経済環境委員長報告とそれに対する質疑をそれぞれ行っていただきます。

続いて、議案の採決を行います。まず、討論通告のない第1区分に記載の議案第1号、第6号から第8号、第10号、第13号、第14号、第17号から第20号、第23号から第26号の15議案について採決を行い、第1区分は全会一致で原案可決となる見込みでございます。

続きまして、第2区分の議案第11号は、賛成多数で原案可決となる見込みでございます。

続きまして、その下の第3区分から第11区分の議案第2号から第5号、第9号、第12号、第15号、第21号、第22号の9議案につきましては討論の通告がございます。矢澤議員が第2号から第5号、第15号の反対討論、内田議員が第9号、第12号の反対討論、渡部議員が第9号、第21号、第22号の反対討論、松本議員が第12号の賛成討論、北村議員が第12号の反対討論、第22号の賛成討論、佐藤議員が第12号の賛成討論、田口議員が第12号の反対討論をそれぞれ行います。討論の後、区分ごとに採決を行いまして、第3区分から第11区分の議案第2号、第3号、第5号、第21号、第4号、第15号、第9号、第22号、第12号はいずれも賛成多数で原案可決となる見込みでございます。

続きまして、日程第2、請願についてでございます。口頭による総務市民委員長報告、健康福祉委員長報告、教育子供委員長報告とそれに対する質疑の後、討論の通告に従い平野議員が請願37号、38号、40号について、上橋議員が請願39号について、武藤議員が請願39号について、鈴木議員が請願40号について順次討論を行います。討論の後、採決を行いまして、まず第1区分から第3区分までの請願38号の主旨1、38号の趣旨2、41号はいずれも全会一致で採択、第4区分から第8区分の請願39号、40号、42号、37号の主旨3、37号の主旨5は賛成多数で採択となる見込みです。続きまして、第9区分、第10区分の請願38号の主旨3、43号はいずれも可否同数で議長裁決となります。第11区分から第17区分の請願37号の主旨1、38号の主旨6、37号の主旨2、37号の主旨6、38号の主旨4、38号の主旨5、37号の主旨4は賛成少数で不採択となる見込みです。

続きまして、日程第3は追加提出の議案第27号の人事案件でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより行っていただきます。

続いて、日程第4は議員提出議案第3号、意見書提出の議案でございます。趣旨

説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより行っていただきます。

続いて、日程第5は所管に関する事務調査の件でございます。

なお、閉会後に議会広報委員会が第5、第6委員会室で開催される予定でございます。本日の流れは以上でございます。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、臨時会についてを議題といたします。

ここで副市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

どうぞ。

○副市長 貴重なお時間を頂戴しましてありがとうございます。国の令和7年度補正予算につきまして、御存じのとおり11月21日に閣議決定がされまして、12月16日に国の臨時国会において参議院本会議で可決成立をいたしました。

これを受けまして、2点御連絡をさせていただきたいと思っております。1点目ですけれども、物価高対応子育て応援手当の支給になります。こちらは、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子供の健やかな成長を応援する観点から子供1人当たり2万円を支給しようとするもので、対象は現在の児童手当支給者及び今年度3月までに生まれる新生児の児童手当支給者となります。市として迅速な支給を行うために補正予算を令和7年12月中に専決処分させていただき考えているところでございます。詳しい補正予算の内容につきましては、後日ラインワークスで議員の皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。

そして、2点目でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策事業についてでございます。こちらにつきましては、柏市の交付額が約29億2,800万円という部分を踏まえまして、市として実施する事業を計上した補正予算案について御審議をいただくため、令和8年1月30日に臨時会を招集したいと考えております。なお、臨時会に提案する議案に関する議案説明会につきましては、令和8年1月21日水曜日に開催させていただきことで準備をして、予定をしております。

議員の皆様におかれましてはとてもお忙しい中と存じますが、何とぞ御理解並びに出席を賜りますようよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○委員長 ここで、議長より発言を求められております。

議長、どうぞ。

○議長 資料4でございます。副市長から発言があったとおり、令和8年1月30日金曜日に臨時議会が招集される予定でございます。つきましては、臨時会の進め方の協議のための議会運営委員会を令和8年1月21日水曜日に開催していただきたいと考えています。以上です。

○委員長 次に、その他のスケジュールについて事務局より説明願います。

○議事課長 現在執行部より聞いているところでは、提出予定議案説明会を令和8年1月21日水曜日の10時から10時45分までと13時30分から14時15分までの2回行う予定と伺っております。その他詳細については、決まり次第ラインワークスでお知らせをいたします。以上です。

○委員長 ただいまの内容について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、ただいまの説明で御了承願います。

なお、議会運営委員会を1月21日水曜日の11時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、令和8年第1回定例会についてを議題といたします。

ここで副市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

どうぞ。

○副市長 再度お時間をいただきましてありがとうございます。次回の定例会の日程についてでございます。令和8年第1回定例会の招集日につきましては、令和8年2月25日水曜日に招集したいということで考えております。また、併せまして議案説明会につきましては令和8年2月16日月曜日及び2月17日火曜日に開催をさせていただく予定としております。何とぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。私から以上でございます。

○委員長 続いて、会期日程案について議長より説明願います。

○議長 資料5です。令和8年第1回定例会の会期日程につきましては、2月25日水曜日に招集が予定されております。会期は、2月25日から3月24日までの28日間とする案を御用意させていただきました。なお、委員会の日程については、前回の議会運営委員会にて1日1委員会の日程で開催することが決まりましたので、その内容を反映させております。また、質疑並びに一般質問の通告についても前回の議会運営委員会でお話ししたとおり、締切り時間を12時から10時に変更し、締切りは2月20日金曜日の10時とさせていただきたいので、会派内での周知をお願いいたします。このような日程案になります。よろしくようお願いいたします。

○委員長 ただいま議長より御説明のあった会期日程について御意見等ございますか。

松本委員、どうぞ。

○松本 議運の日程を教えてください。

○委員長 議運の日程、事務局でいいですか。

○議事課長 失礼いたしました。25日の1週間前でございますので、18日になります。失礼しました。

○委員長 内田委員、どうぞ。

○内田 会期日程が早まった分、議案説明をこれ以上早めるというのは現実難しい

のでしょうか。

○委員長 副市長、どうでしょうか。

○副市長 現在いろいろ検討した中では、これ以上早めるというのは今の段階だとちょっと厳しい状況でございます。すみません。御理解をいただければと思います。以上です。

○委員長 内田委員、どうぞ。

○内田 了解いたしました。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次期定例会の会期は2月25日から3月24日までの28日間と決しました。

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

まず、事務局より説明願います。

○議事課長 資料6でございます。先日の議会運営委員会で御協議いただきました会議規則の改正について改めて概要等について御説明をさせていただきます。

(1)、会議規則の改正の概要に記載のとおり、連署を必要とする手続において連名とすることに改正するものでございます。

次に、(2)、この改正規則の施行期日は、公布の日を予定しています。

今後の流れですが、(3)のとおり令和8年第1回定例会招集日の1週間前の議会運営委員会にて制定文を協議し、全会一致となった場合、招集日に議会運営委員会提出議案として上程し、提出者から趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決する運びとなります。

なお、制定文案は8ページ及び9ページのとおりでございます。以上です。

○委員長 それでは、制定文案について各会派持ち帰りの上、令和8年第1回定例会招集日の1週間前の議会運営委員会にて改めて御協議いたします。

○委員長 次に、日本共産党、無所属の会及び共創かしわからの申入れについてを議題といたします。

項目1、2については、資料が整い次第協議することとなっておりますが、項目3の議会ネット配信にSNSも導入することについては、前回の議会運営委員会にてSNSを活用した議会中継を実施するかどうか各会派お持ち帰りいただき、本日協議することとなっております。

また、項目4の議会広報の全戸配布については、今期既に結論が出ている内容となっているため、先日議長から御発言のとおり、先例にのっとり改めて協議しないか、それとも状況の変化があったとして改めて協議するかを本日議会運営委員会で協議することとなっております。

それではまず、項目3ですが、こちらについては6月定例会からの導入となりま

すと早急に協議していただく必要があるということで持ち帰っていただき、昨日柏清風さんから事務局を通じて資料の提供がありました。こちらを踏まえ、SNSを活用した議会中継について各会派の御意見を伺います。

まず、公明党さん。

○林 よろしいんではないかというふうに思います。

○委員長 柏清風さん。

○後藤 提出者ですので、よろしいかと。

○委員長 みらい構想かしわさん。（「SNS」と呼ぶ者あり）SNSです。

○鈴木 SNSに関しては、全部のSNSやるのはちょっと事務局の負担も多くなるだろうから、ユーチューブに絞ってやるのがいいのかと会派では考えております。

○委員長 日本共産党さん、提出者ですが、何かありますか。

○渡部 賛成です。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 賛成ですが、無料のところまでできる範囲で行ったほうがよいと思います。

○委員長 無料の範囲で。共創かしわさん、無所属の会さん、提案者ですけど、何かございますか。

では、末永委員。

○末永 これもうちょっと継続して議論したらいいんじゃないかと思う。というのは、SNSにしても何にしても最近一部を切り抜いてごぼっと貼り付けて、いろいろ事件的なところはいっぱいありますよね。私も十分理解しているわけじゃないので、あれかもしれないませんが、大変危険な要素もあるし、全てこれを、はい、これ決めました、各派で議論して、じゃ新年度からやりましょうというんじゃないで、もうちょっと議論して、どこに問題があるのか、そして再来年になったら、すぐ後で、2週間ぐらいで来年になりますけど、その次の年は改選でもあるし、もうちょっと慎重に議論しないと、これ一部だけ切り抜いて何かやったり、いろんなものはよくないので、私のほうもホームページとインターネット中継のみの配信とかいうところのやりましたけども、柏清風さんから出されましたね、予算700とかいうやつが。あれを見ると、ただ一概にそこだけじゃなくて、もうちょっと真剣に議論したほうがいいんじゃないかと。周知徹底したほうがいいんじゃないかと私は思うんです。ですから、そこら辺継続して審議をしていただきたいなと思います。

○委員長 提出者ですけれども、今回は取り下げるといいますか。何かありますか。

○末永 だから、取り下げるじゃなくて、それは出したんだから、もうちょっと議論しないと、みんなが一致していないところもあるから、そこ議論したほうがいいんじゃないんですかということなんです、それは。

○委員長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤 提出者としては、各SNSを導入したらいいかという申し入れだったと思うんですね。柏清風さんから出てきた立派な資料、大変ありがとうございます。です

が、あの資料を拝見すると、私の解釈が合っているかどうか分かりませんが、ユーチューブでやりたいというふうに読み取れるんですね。ですから、ほかのメディアとの比較をして、先ほど事務局の負担もということがあったんで、どれにするかということを検討してほしいという申入れであって、このメディアにこの場で決めるという申入れではないので、もうちょっと継続して検討していただきたいなというふうに思うんですけども。ただ、基本は申入れしたとおり、SNSなりユーチューブ、インスタグラムとかフェイスブックとか導入すべきだという申入れですけど、その中で比較検討の中でどれにするというのは、昨日いただいた清風さんの資料なので、とってもよくできているし、いい資料だと思うけど、お聞きしたい、質問したいこともあるので、もうちょっと時間いただきたいなという。

○委員長 後藤委員。

○後藤 すみません。ここにお示しした15ページの一覧表見ていただきたいんですけども、ユーチューブがユーザー数、それからその他の項目においても一番SNSとしての影響、市民に知っていただくという媒体として一番優れているんじゃないかということで、ユーチューブを活用していただければという我々の提案です。失礼しました。

○委員長 おおむねSNSを導入すること自体に関しては一致しているところなんですけど、細かいところで、ユーチューブがいいんじゃないかとか、あと無料の範囲でとか、あと議論が必要なんではないかというところで、各会派細かいところの調整がもうちょっと、もう少し余地があるのかなというところがございます。

今賛成というふうに意見いただきました各会派の皆さんにお伺いします。継続してもうしばらくもう1段階、2段階挟んでいくことに関してはいかがでしょうか。

公明党さん。

○林 こちらで一致しませんでしたので、いいんじゃないですかね。

○委員長 継続して。

○林 一致していないということでいいんじゃないですか。

○委員長 やることは、一致しているんですけど。

○林 要するに……やることは一致している。

○委員長 やることは一致しているんだけど、媒体とかについてどういうふうにするかということをもう少し継続するかどうかということなんです。

○林 私どもはこういったことに、ユーチューブ等、よろしいんじゃないかというふうに思います。ただ、今様々な意見がありましたので、それ真摯に受けて、場合によっては継続してもいいんじゃないかと。

○委員長 清風さんは。

○後藤 失礼しました。ちょっとちゃんと当初に言いませんでしたけど、先ほど申し上げたように、ユーチューブが一番市民に知っていただくための媒体としてすばらしいんじゃないかなと思います。活用すべきだと思います。

○委員長 みらい構想さんは、ユーチューブを中心ということですね。

○鈴木　そうですね。継続審議でもいいですけども。

○委員長　共産党さん。

○渡部　一致するところから導入したほうがいいと思います。まずは、ユーチューブを導入して、ほかの媒体についてはいろいろ意見があるので、もうちょっと調査をしてもいいと思いますけど、全体を継続するのではなく、まずはユーチューブをやってみて、その他については継続してみんなて協議をするというのでよろしいんじゃないかと思います。

○委員長　市民サイドさん、いかがでしょうか。

○松本　提案者から継続ということで意外だったんですが、提案者の中も何か……（私語する者あり）提案者の中でもちょっと意見が違っているのかなという印象も受けております。ただ、今後SNSを使っていくことについては一致しているので、今後研究をしていきたいと思いますという委員長の方向でよいと思います。

○委員長　議長は何かありますか。

○議長　皆さんの意見がこれってないんで、今言ったように、もうちょっと検討という形でも。

○委員長　では、次回以降にまた検討……

○議長　今決めないと来年度からできないということで了解をいただきたい。（「それは分かった上でです」と呼ぶ者あり）じゃ、分かりました。

○委員長　分かりました。では……（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○末永　このこと全て継続しろって先ほど言ったけど、いろんな問題点等あるんで、そこら辺をもうちょっと研究して、議論することも大切じゃないかなと。議運だけで決めているけども、各派持ち帰ったって各派で全会一致しないところもありますよね、皆さん方に、聞くと。だから、やっぱりちゃんと細かくデメリット、メリット、ここをちゃんときちっとして、そしてセキュリティーも含めてちゃんとしたものにするということにしないといけないんじゃないかと思うんで、もうちょっと議論をする必要があるんじゃないかということ言っているんです。出したことを延長しろと、今松本委員が言ったようなことを提案者が言っているって言っているけど、そうじゃなくて、細かくもうちょっと議論しないといけないことがあるんじゃないかということ言っているんです。以上です。

○委員長　議長、何かございますか。

○議長　SNSの活用ということは、もう決定されたわけですね。内容についてはいろいろ御意見あるんで、先ほど委員長言ったように、もう少し検討したほうがいいんじゃないかと。

○委員長　では、次回以降に……（私語する者あり）どうぞ。（私語する者あり）どうぞ。

○佐藤　後藤委員答えるのか、渡邊さん答えるのか分かりませんが、中継画面比率で縦型と横型というのがあるんですが、これをちょっと分かりやすく説明してもらえないですか。（「中継画面比率縦型、横型」と呼ぶ者あり）下から3行目。

○後藤 ユーチューブに関しては、これ何て書いてあるんですか。（私語する者あり）縦型を推奨って書いてあるんですね。縦型と横型というのは、スマホで見るときにこう見るかこう見るかという話じゃないですか、多分。違うの。（私語する者あり）どっちでも使えるということじゃないですか。（「推奨だから、どっちでも見れる」と呼ぶ者あり）（「これ例えば縦型が……いいですか、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長 どうぞ。

○佐藤 縦型はスマホで、横型はパソコンとか、そういう意味ではない。

○後藤 縦型、横型。

○佐藤 例えばスマホだけで見るわけじゃないですよ。

○後藤 そうですね。

○佐藤 やっぱり年代が上がればパソコンで見る人もいるわけだから、そこでちょっとこれはどういう意味なのかなと思ったんです。

○後藤 そんなに必要な情報ですか、これ。

○佐藤 必要です。

○後藤 じゃ、後で調べてお答えします。

○佐藤 どの世代にフォーカスしているのかというところを。

○後藤 分かりました。これ後でちょっと調べて、報告します。

○委員長 では、お二方でやってください。（私語する者あり）それでは、引き続き議論してまいりましょう。

○後藤 そのほかありますか。ちゃんと調べておきますから。（私語する者あり）いいですか。

○委員長 では、引き続き議論していくということでよろしくお願いいたします。

次に、申入れの4番、議会広報の全戸配布の件です。こちらの内容について状況の変化があったとして改めて協議するかどうか各会派の御意見を伺います。

公明党さん。

○林 整いませんでした。

○委員長 柏清風さん。

○後藤 まとまりませんでした。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○鈴木 協議していくと考えております。

○委員長 日本共産党さん、提出者ですが。

市民サイドさん。（私語する者あり）議会広報の全戸配布について協議をしないかです。

○松本 議会広報の全戸配布の話は、さんざんやってきました。論点も出尽くしており、当時と違うのは若干新聞がさらに減ったということぐらいで、論点も交渉もやり尽くしたと思っています。そして、その中で、公明党さんの中でも廃止も含めてという意見があったらしいんですが、それでも何とか全戸配布に向けて今の予算

を上回らない範囲であれば合意するというところまで言ってくれたんです、公明党さんも。そうすると、全戸配布するのであればページを大幅に削減して、2ページということなんですが、やはりそれをのむかのまないかだと思っんですよね。だから、全戸配布を主張する中で全て今のまま全戸配布するというのはさすがに無理があるので、そうすると交渉の中で2ページでやむを得ないというところが妥協できる見込みあれば交渉してよいと思っんですけれども、同じ議論またやるのはさすがに無駄だと思います。

○委員長 共創かしわさん、無所属の会さんは提案者ですけれども、何かございますか。よろしいですか。

意見が一致しませんでしたので、現状のとおりとし、改めて協議はしないことといたします。

○委員長 次に、柏エナジーからの申入れについてを議題といたします。

提出会派の代表の北村議員が傍聴されておりますので、委員外発言にて申入れ内容の説明を求めたいと思っんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、北村議員、お願いいたします。

○北村和之委員外議員 お疲れさまです。申入れ、議運で議論いただくということでありありがとうございます。では、申入れについて趣旨をまず説明、簡単です。交渉会派の人数、基準を2人以上としてくださいというのが趣旨です。理由書はつけておりますけれども、全部は読みませんけれども、現在の柏市議会において我々だけが交渉会派ではなく、ともすれば差別的な扱いではないかと思っざるを得ない状況です。この状況というのは、議員平等の原則という議会の原則もありますし、やはり会派の人数、皆様しか決められないという状況の中で我々が市民から負託を受けた議員として、また会派を組んでいる議員として活動を制限されているという状況は、本当に懸念をしております。自分たちだけが交渉会派に入りたいという、そういうけちな話でもなく、今後の柏市議会とか今まで続いた柏市議会もそうですが、やはり公平な議会にしてほしい、その中で物事を決めていっていただきたい、そこに我々もしっかり参加して行って、皆様と議論していきたいというのが趣旨でございます。どうぞ御検討のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ここで議長より発言がございます。

どうぞ。

○議長 ただいまの申入れでございますけれども、前回の議会運営委員会での申入れ同様、過去の議会運営委員会において既に結論が出ている内容に関するものとなっております。そのため、先例では改めて協議をするものでないとなっておりますが、こちらの案件についても議会運営委員会で結論を出しているものとなっておりますので、各会派の意向を確認していただきたいと思っます。

○委員長 ただいま議長より御発言がございましたが、今期既に結論が出ている内

容となっておりますが、先例のとおり改めて協議はしないということによろしいでしょうか。

どうぞ、内田委員。

○内田 エナジーさんからの申入れについては、会派構成が変わったという状況の変化があるので、再度協議の必要はあると考えています。以上でございます。

○委員長 渡部委員。

○渡部 私もこの申入れには賛成なんです。会派の構成って大きく動きますけれども、多くの多様な意見というか、少数意見もきちんと反映される議会運営委員会であってほしいなと思いますので、今2人会派ってここだけで、議運に入れなわけですから、やはり2人会派も認めるという措置にまた戻すというか、変える必要があるし、それをお願いしたいというふうに思います。

○委員長 松本委員。

○松本 会派の構成が変わったことをもって状況変化とするのは無理があると思います。そのようなことをやれば、会派の状況が変わるごとに全て全部やり直して議論できるのかということ、違うかと思えます。現実的に認められないということはあるかと思いますが、オブザーバー参加として、議決権なしのオブザーバー参加というのが一番現実的な解だと思います。

○委員長 末永委員。

○末永 基本的に議会制民主主義というのは、少数の意見をどれだけ酌めれるかだと思うんです。そういう点からいうと、エナジーさんが出されている2人会派も認めるべきだというのは私は賛成です。それは、やっぱり少数の意見がどれだけ議会の中で反映されて、いろんな意見が、多様な意見が出されて議論するかが地方議会の任務なわけですよ。そういうこと忘れちゃって、何か会派の定数が3だからといってそれをというのは、乱暴な議会制民主主義だと思いますよ。ただ、エナジーさんが出しているのは、差別的な扱いをしているという言葉だとか、優越的な関係を背景に議員差別をしていると感じざるを得ないという、ここは差別しているんじゃないよと。それは、長年議会制民主主義の中で、ずっと昔は無所属とかあんまりいなかったんで、交渉会派を3人とずっとしてきた歴史があったわけですよ。ですから、先ほど内田委員からも言われましたけど、いろんな状況変化あって、当然状況の変化あったら、それは議会制民主主義としてこれ議論すべきなんです、そんなのは、どうするかとか、2人会派を認めるとか。もっと極端に言うと、議員全員協議会を頻繁に開いて、そこでも議論できるように、一人一人の議員がきちんと二元代表制で選ばれた、市民から負託された議員として私は発言できて、意見を述べるというのが基本だと思うんです。ですから、そこら辺を履き違えて、何かそういう経験に、今松本委員が言ったようなことは、まかり通るようなことではないということです。したがって、2人会派も認めるというのはオブザーバーじゃなくて、やっぱり議会運営委員会として認めてあげて、ちゃんと2人でも、本当は1人でもいいよというぐらいでなきゃいけないけど、それは全員協議会と同じになりま

すよね。だから、2人会派で交渉会派にしてくれというんだから、それはそれで私はいいいんじゃないかと思えますよ。基本に立ち返るべきだと思います、議会が、そこはね。だから、そういう意味で私はこれは受け入れるべきだと思います。そこを履き違えちゃったら、何のため議会やっているか分からないじゃないですか。私も無所属一人でいるときは議会運営委員会に来なかったら全く何も分からないんです、それは、全然。結論は報告ありますけど、どういう議論があるか全く分からないんですよ。ですから、そういうやっぱり市民から、有権者から選ばれてきたというところのことをちゃんときちんとしなないといけないんじゃないかって。あまり履き違えないでいただきたいと思えます。

○委員長 では、異議がございましたので、状況の変化があったとして改めて協議するかについて各会派持ち帰りの上、次回改めて協議いたしたいと思えます。（私語する者あり）よろしいですか。（私語する者あり）どうぞ、北村議員。

○北村和之委員外議員 様々な誠実な議論もしていただけていると私は認識しておりますし、感謝申し上げます。令和5年9月6日の議運で、これ直近の改選後の、直後の議運ですが、それまで2人以上という基準だったものを3人にこの議運で多数決で戻したという、そういう経緯があるんです。2人以上でやってきた、そういう期間があります。十数年でしたでしょうか。そして、私が各会派、特に反対している会派の皆様には、合理的な理由を示してほしいんです。それは、2人が駄目だという合理的な理由、そして3人が妥当だという合理的な理由をここで示していただきたいんです。これが私の思いですし、それを求めます。どうぞ反対をしている会派、私は甘んじて結果は受け止めます、柏エナジーの代表としても、また一議員としても。ですので、市民が聞いても納得するような合理的な理由をお示しをいただきたいんです。3人でなきやいけない理由、2人じゃ駄目な理由、我々が活動を制限されてもいい理由、どうぞよろしくお願いいたします。（「ちょっといいですか、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長 いや、もう次に行きます。（「委員長、いい」と呼ぶ者あり）もう次行きましょう。（「ちょっと待ってよ」と呼ぶ者あり）何ですか。（「今意見あったんだから、北村君が言うのは……」と呼ぶ者あり）すみません。ちょっと待ってください。（「いいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ、末永委員。

○末永 いいですか。北村君が言った、私もあそこで発言するときありますけど、委員外発言というのは言うだけで、何もなくなっちゃうわけです、ただ聞くだけになって。だから、私は代弁を聞いて言いますが、今北村君が言ったように、議会運営委員会でほとんど多数決、全体の合意をもってやるよね。ところが、多数決で決めているわけでしょう、それは、多数決で。そして、北村君が今言ったように、合理的な2人が駄目で3人がいいという、あるいは3人にした理由とか含めて質問されたわけだから、きちんとそこは受け止めて、どうなのかと、どうあるべきかということとはきちんと議論しなきやいけないと思えますよ。なぜ多数決にしたのか、そのときに。そういうことも含めて議論して、ちゃんとして、やっぱり議会制民主

主義、二元代表制として我々選ばれているんだから、そこら辺は意見が反映できるようにすることがこの議会運営委員会の任務であるし、我々議員一人一人の任務であると思うんですよ。それを放棄したら、議員やっている意味がないでしょう、それは。だから、そこら辺をきちんとした上で、やっぱりよりたくさんの方の意見を、多様な意見を聞いて、きちんとやっていくということを運営することが私は議会運営委員会であるし、議会の、議員の任務だと思います。そこは北村君の言ったことを、同じこと言っているというのは、彼が言ったら言ったでそれで終わり、聞き留めて、はい、さようならってなっちゃうでしょう、今まで。それをさせないために委員さんがみんな認識して、きちんと議論しなきゃ駄目ですよ。そうしなきゃ、今の議会運営委員会というのはそういうふうに通らなくなっているわけでしょう、それは。委員じゃなければ発言ない、止めることもできない、あるいは理由も明らかにできないということになっているじゃないですか。だから、委員長について私聞きますけど、何でそういうふうになったのかも説明していただきたい、それは。次回やるんだったら次回でもいいです、それは。あるいは、特別取ってやるんだたらいいですけど。

○委員長 それでは次に、地震等災害発生時の安否確認テストについて事務局から説明があります。（私語する者あり）次回に……（私語する者あり）ですから、次回状況の変化があったとして改めて協議するかについて皆様に御協議をいただきます。

次に、地震等災害発生時の……（私語する者あり）だから、そう言っているじゃないですか。次回状況の変化があったとして改めて協議するかどうかについて会派持ち帰りの上、協議をいたします。よろしいですか。（私語する者あり）ちょっと待ってください。（私語する者あり）ちょっと待ってください。いいですか。進めますよ。いいですか。（私語する者あり）ちょっと待ってください。

委員外発言求められていますけれども、いいですか。どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、北村議員。

○北村和之委員外議員 ありがとうございます。市民サイド、松本委員は本当に優秀な方ですし、尊敬いたしますが、その2年前の発言のときは市民サイドさんも2人以上というのを主張されていましたが、そういうところとのやっぱり一貫性とか整合性、私はそれは松本委員にも聞いてみたいし、私は必ずしもどの議員とかどの会派を責めたいとかいうわけじゃなくて、しっかりと私も納得したいし、上橋もそうだし、後ろに市民の方がいらっしゃると私は思って、その中で納得できる皆様の合理的な理由を聞きたいと、そこを問うているだけです。松本委員や、また各会派もちゃんと向き合っていたらいいと思います。無視をしないでいただきたい。我々にも投票してくれた人もいますし、皆様にもいます。私は今回差別的って断定しなかったのも、さっき末永委員からありましたけど、差別的だと感じるというふうに書きました。また、何が言いたいか。ちゃんと私は皆様に正面からお願いをして、御相談申し上げ

げて、議論をさせていただきたいと伏してお願いをしているという、これもぜひお願いいたします。私……いや。これ以上は言いませんけども、松本委員、その部分と皆様、ぜひ真摯に向き合っていただきたい。どういう結果が出ようと理由をしっかりと聞きたいんです。お願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。では、繰り返しになりますが、次回状況の変化があったとして改めて協議するかについて各会派持ち帰りの上、改めて協議いたします。

○内田 次回というのは、臨時会開催のための議運でということですか。

○委員長 本会議の1週間前になります。

○内田 了解いたしました。

○委員長 では次に、地震等災害発生時の安否確認テストについて事務局から説明があります。

○庶務課長 資料9でございます。地震等災害発生時の安否確認テストについて御説明いたします。

地震等災害発生を想定した安否確認テストにつきましては、年1回行わせていただくことになっており、基本的にはラインワークスのアンケート機能を使って行います。つきましては、週明けの22日月曜日から24日水曜日までの間のいずれかの日に今年のテストを行わせていただきたく、御報告いたします。皆様、タブレットのほかにもスマートフォンにもラインワークスをインストールしていただいておりますので、スマートフォンで御回答することができます。なお、内田議員さんと情報登録シートの安否確認の実施方法にラインワークス以外を選択した坂巻議長には、ショートメールで対応させていただく予定です。基本は地震等災害発生から1時間以内に安否確認のお返事をいただくことになっておりますので、その日のうちにお返事をいただけなかった議員さんには後ほど理由を確認させていただきたいと考えております。また、スマートフォンのアプリの設定で通知を許可していないと連絡が入った際に画面に表示されませんので、いま一度設定の確認をお願いいたします。以上でございます。

○委員長 事務局説明のとおり御了承願います。

○委員長 続いて、議長主催による研修会についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 令和5年6月に柏市議会ハラスメント防止条例が制定されてから約2年半が経過しました。条例施行から3年が経過する来年度に向けて、本年10月には柏市議会ハラスメント防止条例施行状況協議・検討会を立ち上げ、委員の皆様には条例の施行状況を協議していただいております。条例を制定したことで満足するのではなく、条例の理念であるハラスメントの根絶と未然防止のため引き続き研さんに努力する必要があると考えております。そのためにハラスメントの対応の実務に精通し、

分かりやすい説明、解説できると定評のある山浦美紀弁護士をお招きし、研修会を開催したいと考えています。詳細につきましては、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○庶務課長 資料10でございます。開催日時につきましては、令和8年第1回定例会の開会日、2月25日水曜日の10時に開催いたします。研修講師につきましては、先ほど議長から御説明いただいたとおり、鳩谷・別城・山浦法律事務所の山浦美紀弁護士にお願いいたします。研修テーマにつきましては、議員によるハラスメントの防止についてとしており、詳細につきましては今後事務局のほうで山浦先生と調整させていただきます。事務局からは以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おき願います。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時48分閉会